

社労士は雇用に関する広範な諸問題に対応する「ヒト」に関するエキスパートで、「ヒト」を活かしたいとお考えの事業主様の力強いパートナーです。どのようなことでも、お気軽にお尋ね下さい。

労務管理レポート平成20年3月号



社労士とは何だ！

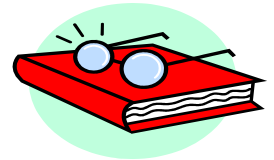
発行：國本豊社会保険労務士事務所
社会保険労務士 國本豊

～ 所長のひとこと～

以前は早朝にジョギングをするのが私の習慣でしたが、今はその習慣を封印しています。その代わりと言っては何ですが、続けているのが朝30分と夜寝る前1時間の読書です。読むものは、社労士業に関するもの、自己啓発もの等色々ですが、いずれも今の自分というよりも、当面必要ではないけど将来の自分にとって大切だと思われるものです。

日中は当然のことながら依頼を受けている業務に専念しています。しかし、目の前のことも大事ですが、未来の自分への種蒔きも今のうちにやっておかないと成長がストップしてしまいます。そうならないために必要なことが早朝30分と夜1時間の読書なのです。この成果はすぐには出てこないでしょうが、近い将来必ずや目に見える成果となって現れてきます。

それでは引き続き、今月の労務管理レポートをお楽しみ下さい。



管理監督者の定義とは？

大手ファーストフードチェーンの店長が未払い残業代の支払いを求めた訴訟の判決で、東京地裁は原告の訴えを認め、会社側に755万円の未払い残業代の支払いを命じました。チェーン店の店長を管理職として扱うべきか、それとも非管理職として扱うべきか、判決は、同種の企業各社に影響を与えそうです。

今回の訴訟は、世間的に関心も高く注目されていました。今、管理監督者の定義が再び問われ始めているといえます。

管理監督者の残業代訴訟

過去にも、このような訴訟は数多くありました。

代表的なものとしては、「レストラン・ビュッフェ事件」(昭和60年・大阪地裁判決)や「三栄珈琲事件」(平成元年・東京地裁判決)等が挙げられます。いずれの事件も、店長が管理監督者に該当するかどうか争われましたが、店長がタイムカードなどで出退勤を管理されていたこと、経営方針など重要事項の決定に参画の余地がなかったことなどから、「管理監督者には該当しない」という判決が出ています。

新しいところでは、大手紳士服店店長の残業代請求訴訟で、会社側が600万円の解決金を

支払ったケースもあります。

今回の訴訟では、「店長が管理職として経営者と一体的な立場にあり、出退勤の自由や賃金などで一般労働者に比べて優遇されているか否か」が争点になりました。判決は、

- (1) 店長の権限が店舗内に限られる、
- (2) 営業の必要上相当の長時間労働が必要となり勤務時間の自己決定権はない、
- (3) 年収が管理職の待遇としては不十分、

との理由から、「店長は権限や処遇からみても管理職とはいえない」としました。

管理監督者の明確な定義

厚生労働省の通達によると、管理監督者に当たるかは、

- (1) 労務管理などで経営側と一体の立場にあるか、
- (2) 賃金や勤務形態が優遇されているか

等の、職務・職責・待遇を基準として判断されます。明確な線引きがしにくく、総合的な判断が必要になります。

名目的に就業規則や社内規程に定めるだけでなく、現実的に管理監督者といえるかどうか、大局的な立場に立った判断が必要とされているといえます。

「失恋休暇」「バーゲン半休」...ユニークな福利厚生制度

少し難しい、お堅いことばかりが書いてあるというイメージを持ちがちな、「就業規則」。ここに会社のオリジナリティーを盛り込んでみると、従業員の働く意欲のアップに貢献できるかもしれません。

ユニークな休暇制度を採用しているのは、女性を対象にしたマーケティング会社「ヒメ&カンパニー」です。この会社の休暇制度は各種新聞・雑誌等でも多く取り上げられ、注目されていますから、ご存じの方も多いかもかもしれません。

失恋から気持ちを切り替えて仕事を 「失恋休暇制度」

ヒメ&カンパニーの就業規則第39条では、失恋のために業務に従事困難な未婚の社員が申し出たときは、年に1回、休暇を与えることが定められています。

この規則は、仕事が手につかなくて失敗するよりはましだ、との発想から、3年前に生まれました。年齢が上になればなるほど失恋時のダメージが大きくなるのが女性心というもの……失恋すると、25歳未満の女性は1日、30歳以上の女性であれば3日の有休を取得することができます。

良い物ゲットでモチベーションアップ 「バーゲン半休制度」

また、同社の就業規則第38条では、「バーゲン半休」なるものも定められています。その名の通り、バーゲンに行くという理由で半休が取得できるという制度で、良い物を手に入れてもらい、仕事へのモチベーションにつなげてもらおうという趣旨で設けられた規定です。

初日の早い時間に出かけて行って良い物を手に入れ、それを自慢するのがバーゲンの醍醐味です。会社を休んでバーゲンに行くのは気が引けるといふ人もいますが、大手を振って会社を休むことができるこの制度は従業員にも好評で、取得率は非常に高いそうです。

福利厚生を企業のイメージアップに生かす

これらの制度は、同社の平舘美木社長の「女性が喜ぶものを追求する会社としては、ごく自然な」発想から生まれました。今では、「柔軟な発想をする会社」との評判につながり、より優秀な女性が従業員として集まるようになっていきます。

結果として、これらの条文は、「女性をターゲットとする」という社のスタンスを示す格好の

メッセージとなったのです。

このようなユニークな福利厚生制度が、必ずしもいい結果を生み出すとは限りませんが、従業員のモチベーションアップ、企業イメージの向上に何らかの好影響が出るのであれば、参考にしてみる価値はありそうです。

メタボリック・シンドローム あなたは大丈夫？

肥満症、高血圧、高脂血症、糖尿病、……こうした生活習慣病は、それぞれが独立した病気ではなく、肥満（特に内臓に死亡が蓄積した「内臓脂肪型肥満」）が原因となって惹き起こされるものだということがわかってきました。内臓脂肪型肥満によってさまざまな病気が起きやすくなった状態を「メタボリック・シンドローム」といい、今では治療の対象として考えられるようになっています。

厚生労働省の平成17年国民健康・栄養調査によると、40 - 74歳の男性の2人に1人、同女性の5人に1人がメタボリック・シンドロームか、その予備軍であることが報告されています。

メタボリック・シンドロームの診断基準

メタボリック・シンドロームを構成する因子の中でも重要視されているのは内臓脂肪の蓄積で、内臓脂肪の蓄積を必須項目とした診断基準が各国で整いつつあります。

内臓脂肪の蓄積は、具体的には、ウエスト径で判断されます。男性85cm以上、女性90cm以上であれば、内臓脂肪の蓄積が疑われます。そのほかに血圧・血糖・血中脂質の判定項目が定められており、2項目に該当した場合は、メタボリック・シンドロームと診断されます。

特定健康診査の開始

平成20年4月からは、生活習慣病対策の強化を医療費抑制の重要な柱に位置づけた医療制度改革関連法により、メタボリック・シンドロームに着目した新しい特定健康診査・保健指導が始まります。これは、毎年、健康診査によってメタボリック・シンドロームの該当者・予備軍などを抽出し、リスクの高いグループに対し、効果的・効率的な保健指導を行うものです。

メタボリック・シンドロームの改善策

メタボリック・シンドロームには、生活習慣が密接に関係しています。生活習慣をちょっと見直すだけで、メタボリック・シンドロームを改善することができます。メタボリック・シンドロームと診断されたら、まずは生活習慣を振り返り改善するところから始めましょう。

たとえば、

- ・食事は満腹になるまで食べてはいませんか？
- ・間食をよくとっていませんか？
- ・濃い味付けが好き、緑黄色野菜をあまり食べない、という食生活ではありませんか？
- ・日頃から運動をあまりしていないのではないですか？
- ・アルコールやタバコなどの嗜好品をとりすぎてはいませんか？

当てはまる項目が多い人は要注意です。まずは、腹八分目でやめる、階段を利用するようになるなど、簡単などころから改善していきましょう。

食事療法や運動療法を3～4カ月続けても改善がみられない場合は、医師と相談の上、薬物治療が導入されることもあります。生き生きと働き続けるためにも、自分の体について、ちょっと考えてみませんか？

* 私も人様のことを言える体型ではありません。私も充分気をつけます。

私の本棚より

今月ご紹介する本は、溝口耕児氏の、「なぜ、追いつめられたネズミはネコに噛みつくのか？」です。人が窮地におちいったときに出る力（いわゆる「火事場の馬鹿力」と言われるもの）が、「超意識(スーパーコンシャスネス)」と言われるものです。この超意識は、アメリカの成功哲学では古くから研究されてきました。この超意識を自在に引き出せるプログラムを著者が明かしています。



ちなみに、著者の溝口耕児氏は、メンタルセラピストとして、政財界・芸能界・スポーツ界・著名人と顧問契約を締結するだけでなく、過去に500社余りの成功のサポートを行った実績を持つとのことですが、どんな人と契約をしているのが気になります。

くにもとゆなか 社会保険労務士事務所

(山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号)

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

携帯TEL 090-7777-0411

*外出中も転送をかけておりますので、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

ホームページ <http://k-sr.jp>

メール y-kunimotosrj@marble.oce.ne.jp

親ブログ(社労士とは何だ!) <http://blog.goo.ne.jp/y-ksrj1972/>

*社労士の日々の業務を通じて感じたことや、私の生き様を綴っています。

子ブログ(社労士國本、お奨めの一品) <http://ameblo.jp/yksrj1972/>

*私のお勧めの本等を紹介しています。



当所はこんな事務所です！

就業規則作成、助成金提案、人事労務問題へのアドバイス等を通じて利益の出せる会社体制作りのお手伝いをします。

訪問面談、事務所便りの発行等を通じて経営者の方の良きアドバイザーになります。

経営者も社員も気持ち良く働ける職場作りに貢献します。

